

一、われ等は相愛互助の精神に沿ひ、智識を啓發、技術の進歩、徳性の涵養を圖り、自己の向上と完成を期す。  
 二、われ等は製鐵産業の重要な性に鑑み、全從業員の自主的組織と訓練に依り、製鐵産業の平和と發展に協すると共に労働條件の維持改善並びに共同福利の増進を期す。  
 三、われ等は國情に即し、健實なる労働組合並びに労資業を協力し、合理的なる社會進化を促進して健全なる新社會の建設を期す。

（組織と決策力を以て）

## 規約

### 領

## 規

### 第一章 總則

第一條 本組合は日本製鐵從業員組合と稱し本部を八幡市に置き支部を各所に置く。

第二條 本組合は宣言、綱領、主張、決議の貫徹を目的とする。

第三條 本組合は前條の目的を達成する爲の部門を置く。

組織部、調查部、情報部、宣傳部、辯論部、教育部、機關紙部、出版部、事業部、共濟部、婦人部、青年部、爭議部、國際部、連絡部、相談部。

第四條 本組合は二百名以上の組合員を以て組織す。

### 第二章 組織

第五條 本組合は日本製鐵株式會社の從業員を以て組織す。

### 第三章 機關

第六條 本組合に左の機關を設く。

大會、中央委員會、執行委員會、會計審査委員會、理事會、役員總會、正副支部長會議、相談役會。

第七條 大會は組合の最高決議機關にして、大會代議員及本部役員を以て構成し毎年一回組長之を召集す。

第八條 中央委員會は大會に至るの常設決議機關にして中央委員及執行委員を以て構成し組合長之を召集す。

第九條 大會の代議員の選出比率は毎月會費完納組合員數に應じて、中央委員會之を定む。

第十條 中央委員會は本組合に於ける當初の常設決議機關にして、大會及中央委員會及役員總會、理事會、正副支部長會議に對し責任を負ふものとす。

第十一條 大會に於ける當初の常設決議機關にして、大會及中央委員會及役員總會、理事會、正副支部長會議に對し責任を負ふものとす。

第十二條 大會の代議員の選出比率は毎月會費完納組合員數に應じて組合長適宜之を召集す。

第十三條 正副組合長會議は、各組合の融和擴充機關にて召集す。

第十四條 相談役員は本組合の諸問題機關にて、相談役を以て構成し組合長之を召集す。

第十五條 相談役員の議長は、相談役會に於て之を定む。

第十六條 本組合各機關の會議は、出席者の過半數の賛同を以て決定す。

但し否同數なる時は議長之を決す。

本組合に顧問を置く事を得。

### 第四章 役員

第十七條 委員會に左の役員を置く。

組合長（一名）副組合長（二名）主事（一名）會計部長（一名）會計主任（一名）會計審査委員長（二名）執行委員、中央委員、相談役、正副支部長、理事、評議員、會計審査員（若干名）

第十八條 組合長は本組合を統轄し組合一切の責に任ず。

副組合長は組合長を補佐し組合長事故ある時は之に代行す。

主事は組合長の指示を受け會務を處理す。

會計長は本組合の金錢出納並に財產管理に關する一切を處理しその責に任す。

會計主任は會計部長を補佐し本組合の會計業務を處理す。

會計審査委員長は本組合の金錢出納並に財產管理を監査し會計審査委員會の責に任す。

會計審査委員は本組合の常設決議機關に參與し會務の決議に當るものとす。

中央委員は本組合の常設決議機關に參與し會務の決議に當るものとす。

部門部長は本組合各種機關と協力し部員を統轄して所屬專門事項を處理するものとす。

執行委員は主事を補佐し組合員一般の意志を代表し會務を執行す。

支部長は支部を統轄し支部の發展を圖る。

理事は中堅として本組合の發展強化の任に當る。

評議員は理事を助け組合員の連絡に任す。

相談役は組合長の諮詢に應す。

顧問は本組合の一切の會議に參加して意見を開陳するを得。

本組合の役員は左の如く選任す。

組合長、副組合長、主事、會計長、會計主任、會計審査委員長は大會に於て之を選任す。

執行委員は中央委員より互選す。

會計審査委員は各支部會計より選任す。

本組合の役員は左の職務を有す。

正副支部長は各支部に於て選任す。

顧問相談役は中央委員會に於て推薦す。

第十九條 本組合の役員の任期は大會より次期大會迄とす、但し再選を妨げず。

第二十條 本組合の役員は左の義務を有す。

但し補缺役員の任期は選任の日より次期大會迄とす。

所定の手續を経て本組合の各種事業の特典を享す。

所定の機関紙の配布を受く。

### 第五章 入會脱會並に會員の權利義務

第一條 本會に入會せんとするものは所定の用式に従つて申込書を提出すべきものとす。

第二條 本組合の役員は左の権利を有す。

但し補缺役員の任期は選任の日より次期大會迄とす。

正副支部長は各支部に於て選任す。

顧問相談役は中央委員會に於て推薦す。